

社会福祉法人国立保育会

保育園のしおり

重要事項説明書



国立保育園



北保育園



きたひだまり保育園



国立ひまわり保育園





もくじ

1	保育園の概要	1
2	保育園の運営	2
3	保育の内容	
	1 各年齢の発達	10
	2 保育園の一年	13
	3 お子様の一日	14
	4 安心して保育園生活を送るために	15
4	保育園の給食	16
5	保育園への持ち物について	21
	0歳児	
	1歳児	
	2歳児	
	3・4・5歳児	
	幼児共通の物	
	保育園で過ごすおすすめの衣類	
6	保育園の保健	32
7	防災と安全管理	45
8	災害発生等における保育園の対策	46



- ・ご意見・ご要望・苦情・相談用紙
- ・登園許可証明書
- ・各種 登園届



1 国立ひまわり保育園の概要

国立ひまわり保育園は、令和元年度に国立保育会の 10 園目の保育園として開園いたしました。“ひまわり”は、日当たりがよく風通しのよい場所で、たくさんの太陽の光を浴びて元気に育ちます。そのひまわりのように、あたたかい陽射しのもと、子どもたち一人一人が“たくさんの愛情を浴びながら、元気に明るく、笑顔あふれる保育園”にという願いを込めて命名しました。

地域と協力しながら、全職員が子どもたち一人一人にたくさんの愛情をそそぎ、保護者の皆様と全職員がしっかり手つなぎをし、その中に子どもたちが安心していられる環境をつくってまいります。

施設名 国立ひまわり保育園
 所在地 〒186-0001 国立市北 3-7-14
 TEL 042-571-8520
 FAX 042-571-8521
 URL <http://www.kunitachihoikukai.jp/himawari/>

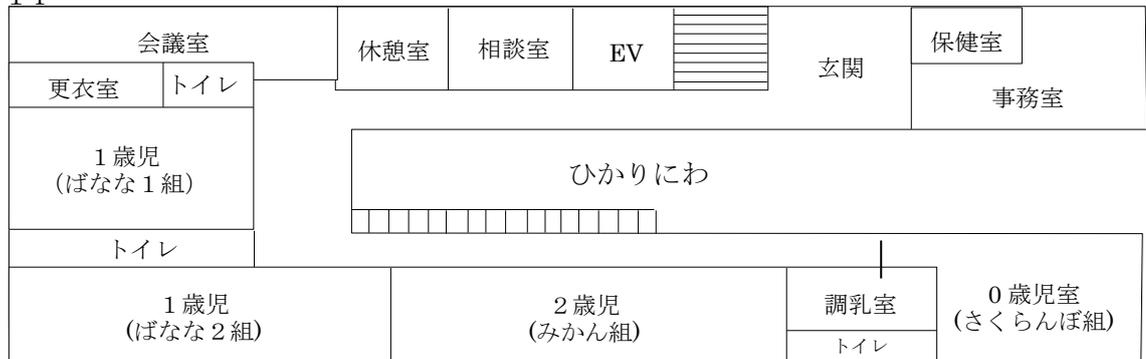


定員数

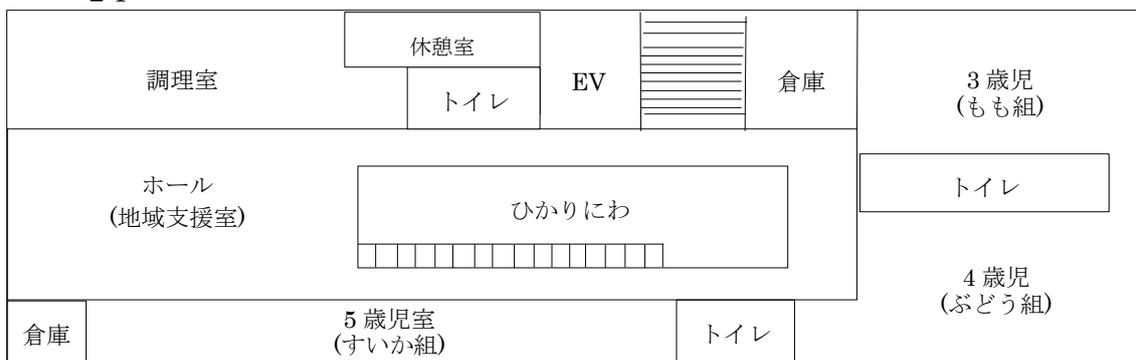
年 齢	クラス名	定員数
0 歳児	さくらんぼ組	6 名
1 歳児	ばなな 1 組	25 名
	ばなな 2 組	
2 歳児	みかん組	25 名
3 歳児	もも組	25 名
4 歳児	ぶどう組	25 名
5 歳児	すいか組	25 名
合計		131 名

施設の見取り図

1 F



2 F



2 保育園の運営

1 保育園の管理運営規定（目的・理念・方針・内容）

目的	子ども・子育て支援法等に基づき、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行う。
理念	<p>かけがえのない命をはぐくむ場</p> <p>全職員が、この理念に基づいて子どもたちの保育にあたります。子どもたちが「自分の命をかけがえのないもの」として自覚し「友だちをはじめ、みんなの命もかけがえのないもの」そう考えられるように保護者の皆様と一緒に育んでまいります。</p> <p>◆家庭や地域社会との連携を図り、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意する。</p> <p>◆養護と教育が一体になって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。</p> <p>◆地域における子育て支援の役割を積極的に担っていく。</p>
方針	「21世紀型保育（子どもの自主性を引き出す保育）」の実践をし、子どもが自己選択、自己決定できる環境を整えます。 人的環境では「子どもと相談し対話的保育を行う」ことを、物的環境では「遊び込める空間を作る」ことを考慮し、職員のチームワークの中で「否定語・禁止語・命令語・指示語」を使わない保育を目指します。
目標	<p>保育目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 心身ともに健康な子ども（健康） 2. 誰とでも仲良くできる子ども（人間関係 人権） 3. 自分で考え行動できる子ども（自主性）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・くつろいだ雰囲気の中で情緒を安定させ心身の発達を図る。 ・養護の行き届いた中で、健康・安全等日常生活に必要な基本的な習慣や、態度を養う。 ・積極的に遊びや集団生活を行うように促し、協調性を養う。 ・自然や社会の事象について興味や関心を持つ。 ・日常生活に必要な言葉が豊かに正しく身につく。 ・園生活の色々な体験を通して、豊かな感性を育て創造性の芽生えを培う。

2 職員体制

園長	園の業務の統括 園の施設及び職員の管理・監督
副園長(必要に応じて配置)	園長の補佐
保育士	保育、保育計画の立案、実施、記録及び保護者との連絡調整等の業務
看護師または保健師	園児の健康管理、園児、職員に対する保健指導を含む園全般の衛生管理業務
管理栄養士及び栄養士	園児、職員に対する食育指導、献立表の作成整理、給食業務及び炊具食器の整備保管等の業務
用務員	園舎園庭の営繕・清掃、遊具の安全点検等の業務・園の警備
園医	医務に従事（非常勤）

そのほか保育園に必要な職員を配置します。詳細は園内の掲示物をご覧ください。

職員は、配置基準を下回ることはありません。

3 勤務体制の確保

- (1) 適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めます。
- (2) 施設の職員によって保育の提供をします。
- (3) 職員の資質の向上のため、研修の機会を確保します。

4 文書

- (1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備します。
- (2) 園児の保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
 - ・保育の提供に当たっての計画
 - ・保育にかかわる必要な事項の提供の記録
 - ・苦情の内容等の記録
 - ・事故の状況及び事故の対応についての記録

5 保育の内容

保育内容及び給食並びに健康管理について、入所児童の年齢、発達に応じてこれを分け指導計画を立てます。

6 開園日、休園日

開園日	月曜日～土曜日
休園日	日曜日、祝日、1月2日、3日、12月29日～31日

7 開園時間

開園時間		午前7時15分～午後7時15分
保育提供時間	保育標準時間	午前7時15分～午後6時15分
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分
延長保育時間	保育標準時間	午後6時15分～午後7時15分
	保育短時間	午前7時15分～午前8時30分
		午後4時30分～午後6時15分
	午後6時15分～午後7時15分	

8 延長保育の概要

延長保育事業は、国立保育会延長保育施行規程により保護者の需要に対応し、入所園児の福祉増進を図ることを目的として実施するものです。

1. 開園時間 7:15～19:15までの12時間
2. 延長保育時間
 - 保育標準時間利用者 18:15～19:15までの1時間
 - 保育短時間利用者 7:15～8:30までの1時間15分
 - 16:30～18:15までの1時間45分
 - 18:15～19:15までの1時間
3. 延長保育の対象児
 - (1) 在園児の内、満1歳以上児で保護者の就労形態、通勤時間等やむを得ない事由により、延長保育を必要としている方
 - (2) 上記に定める方その他、園長が緊急その他、やむを得ない事情があると認める時
 - (3) (1)(2)の規定にかかわらず長時間の保育により、発育又は健康上の支障を生じるおそれがある園児、著しい精神的不安を生じる園児は、延長保育を受けることができません。
4. 延長保育申請
 - (1) 事前申し込み(1か月単位・月額)の場合は、延長保育を希望する月の前月の25日までに「延長保育申請書」に必要事項を記入の上、保育園にご提出ください。
(勤務時間〈就労形態等〉と通勤時間を加えた時間が延長時間内18:15～19:15になる方です)
 - (2) 上記の他、事前申し込みがなく緊急にやむを得ず当日利用される場合(公共交通機関の故や交通渋滞によりお迎えが遅くなる等)は、1日を単位として申請できます。
利用される場合は、18:00までに必ずご連絡ください。
5. 延長保育時間の記録
 - (1) 延長保育時間は、保護者の方にタブレットを操作していただく方法で記録します。
 - (2) 兄弟姉妹でご利用の場合は、それぞれお子様ごとに同様の操作をしてください。

6. 延長保育料金

延長保育料金は、園児一人につき以下のとおりです。

(1) 標準時間 保育利用者

利用形態	開始年齢	事前申込	申込方法	利用時間	延長保育料金	
月極利用	満1歳以上の園児	前月 25日まで	書面	18:15 ～ 19:15 ※1	乳児クラス	月額 5,000円
					幼児クラス	月額 4,000円
一日利用		当日 18:00まで	口頭		18:15～18:45	日額 600円
					18:15～19:00	日額 1,500円
			18:15～19:15	日額 2,000円		

(2) 短時間保育利用者(※2)

利用形態	開始年齢	事前申込	申込方法	利用時間	延長保育料
一日利用	満1歳以上の園児	前月 16:30まで	口頭	7:15～8:30	日額 600円
				16:30～18:15	日額 600円①
		当日 15:00まで		18:15～18:45	日額 600円②
				18:15～19:00	日額 1,500円②
				18:15～19:15	日額 2,000円②

※1 やむを得ず利用時間を超過される場合は、必ず事前にご連絡ください。
ご利用時間を19:15以降に延長される場合、15分ごとに500円の追加利用料金をお支払いいただきます。

※2 保育短時間利用者が、16:30以降延長保育を利用し、さらに保育標準時間の延長保育を利用される場合は、①の金額に②の延長保育料が加算されます。

7. 延長保育料金のお支払方法

当月の延長保育料金については、児童ごとに月末で締め切り、原則、園指定のキャッシュレス決済(エンペイ)での支払いになります。

請求書発行の通知がされましたら速やかにお支払いいただければと存じます。

8. 延長保育料金の免除

国立市の条例に準じておりますので、個別にご相談ください。

9. 延長保育の解除

(1) 延長保育の理由が消滅し、その理由が無いことが判明したとき ※2

(2) 延長保育規程に違反したとき

(3) 延長保育終了時刻、19:15を頻繁に遅れたとき

※2 「延長保育辞退届」を辞退される前月25日までにご提出ください。

10. その他

延長保育では、18:20頃に補食を提供いたします。

9 その他の費用等

内閣府子ども子育て本部参事官「府子本第219号」および厚生労働省子ども家庭局保育課長「子保発0627第1号」として、令和1年6月27日に発せられた「幼児教育・保育の無償化に伴う食料料金の取扱いの変更について」の通知内容に基づき、当法人運営の保育施設における入所児童の副食の有償提供について、下表に掲げる費用の支払いを受けます。

副食有償提供施設	2号認定子どもの副食費の月額保護者負担額
国立保育園 北保育園 きたひだまり保育園 国立ひまわり保育園	4,500円

10 登降園

登降園については、原則として保護者の方が責任をもって行うこととします。

- (1) 登園・降園の申請時間を守ってください。
- (2) 登園・降園は原則として保護者の方に責任をもって送迎していただきます。
義務教育児童の送迎は認めておりません。
- (3) 保育の申請時間が過ぎてしまう場合は、必ず事前に園までご連絡をください。
- (4) 連絡がない場合、保育園から保護者の方に電話連絡を入れる場合がありますので、ご承知願います。
- (5) 送迎が保護者以外の方の場合は、事前に代理の方の名前をお知らせください。
ご連絡がなく、代理の方がお迎えに来られた場合は、安全管理上、お子様の引き渡しはいたしませんのでご了承ください。
- (6) 登園・降園の際は、保護者の方への後追いや他のお子様への影響がありますので、速やかにその場を離れ、お帰りになるというような配慮をしていただくようお願いします。

11 欠席

- (1) 保育園を欠席する場合は、午前9時までに欠席理由等の連絡を入れてください。
- (2) 予め、欠席することを申請している場合は、連絡の必要はありません。
- (3) 連絡が無く欠席している場合は、保育園から保護者の方に連絡を入れる場合がありますのでご了承ください。

12 虐待禁止

- (1) 子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはいけません。
- (2) 子ども家庭支援センター、児童相談所等への通報の義務があります。
- (3) 当園は入所児の人権の擁護、虐待防止のために次の措置を講ずるものとします。
 - ①人権の擁護、虐待防止等に関する体制の整備
 - ②虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - ③その他、入所児の人権擁護、虐待の防止等のための必要な措置

13 個人情報保護概要

- (1) 正当な理由なく、業務上知り得た園児又はその家族の個人情報を漏洩しないよう十分に注意して安全性を担保します。
- (2) 正当な理由なく、業務上知り得た園児又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 保育園に提出していただいた個人情報を第三者へ公開することはいたしません。
但し、次のいずれかに該当する場合はその限りではありません。

- ①保護者の同意がある場合
- ②法令により提出を求められた場合
- ③園児又はその家族、登園や職員の生命、身体その他、利益を保護する必要がある場合

※詳細については別紙のプライバシーポリシー、個人情報の取り扱いについて(同意書つき)をご覧ください。

14 苦情解決の概要

- (1) 提供した保育に関する園児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じます。
- (2) 苦情を受けた場合は、内容等を記録します。
- (3) 提供した保育に関し、市町村が行う報告、法人が行う報告、苦情解決第三者委員が行う報告、書類の提示の命令、質問、検査、調査等に協力するとともに、指導等を受けた場合には、それに従い必要な改善を行います。
- (4) 苦情解決第三者委員会について
社会福祉法 82 条の規定により、利用者から登園に対する様々な意見・要望・苦情・不満について、適切な対応とその解決を図るため体制を整えています。

苦情解決責任者 園長

苦情受付担当者 主任

苦情解決第三者委員 ※玄関入り口に掲示してあります。

(1) 苦情の受付

苦情は苦情受付担当者が随時受け付けます。

(2) 苦情受付の報告・確認

- ・ 苦情受付担当者が、受け付けた苦情を苦情解決責任者と苦情解決第三者委員（苦情申立人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く）に報告いたします。
- ・ 苦情解決第三者委員は内容を確認し、苦情申立人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

- ・ 苦情解決責任者は、苦情申立人と話し合いその解決に努めます。
 - ・ 苦情申立人は、苦情解決第三者委員の立会いや助言を求めることができます。
- なお苦情解決第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア 苦情解決第三者委員の立会いによる苦情内容の確認

イ 苦情解決第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項の確認

15 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 事故の発生又は再発防止のため、措置を講じます。
- (2) 保育の提供により、事故が発生した場合、速やかに保護者、市町村、法人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

16 緊急時等における対応方法

保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

17 非常災害対策

園長（防火管理者）は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、毎月1回、避難及び消火訓練を行います。

18 地域連携

運営にあたり、地域住民又は地域自治会等との連携及び協力を行う等、地域と交流します。

19 入園後に変更事項がある場合

家庭の状況、職場の状況に変更があった場合は必ず申し出をしてください。変更がある場合は都度、保育時間の認定を受けますので、市役所の担当課にも必ず申し出をするようお願いいたします。

保育園では、変更事項があった場合に次の届出が必要となります。

1 職場が変わった場合 …勤務証明書 通園家庭状況調査票

2 転居・氏名変更などの場合 …通園家庭状況調査票

* 転居などの理由により退園をされる場合は、市役所担当課にその旨を速やかに伝え、保育園にもお知らせください。

20 保育園からのお知らせ

《おたより》

毎月、『園だより』『クラスだより』『ほけんだより』『食育だより』『献立表』などをホームページに掲載します。お知らせ、クラスの様子、持ち物、子育てに関する事など大切なことが記載されています。必ずご確認ください。書面で必要な方は、担任にお声かけください。

《掲示物》

- ・ 玄関や保育室に感染症、不審者、保育内容の情報を掲示しますのでご確認ください。
- ・ 給食の展示と食育に関する情報、子育て支援に関しての情報を掲示しますのでご確認ください。
- ・ 日々の保育の様子やお知らせを掲示しますのでご確認ください。

《ホームページ》

保育園の様々な情報を随時更新いたします。パソコンやスマートフォンからいつでも確認していただくことができます。なお、お子様の姿をホームページに載せる際には、個人を特定できないような写真を使用いたします。

《緊急メール》

災害時や緊急時には保育園から保護者の方にメールをします。別紙を参照し、速やかに登録をしていただきますようお願いいたします。

21 連絡帳

【0歳児・1歳児・2歳児】

0～2歳児クラスにおいては、検温、睡眠時間、食事量や食べ具合、便の状態など細かい家庭での情報をもとに個別に配慮した保育をおこないます。お子様の成長や健康状態を保護者の方と共有するために、連絡帳のやり取りを行っています。

基本情報をご登録いただく「緊急連絡メール」サイトの「連絡帳」ページにアクセスしていただきご入力いただけます。これは、お使いのスマートフォンやパソコンにて入力、閲覧していただける機能です。

詳しい使い方については別紙「緊急連絡メール連絡帳機能の使い方」をご参照ください。

【3歳児・4歳児・5歳児】

ノートを用意し、卒園時まで使用します。

お子様の体調の変化など、保育をする上で必要な情報をご記入ください。保育園からは、保護者の方に個別にお伝えすることがあった場合のみ記入いたしますので、必ずご確認ください。

22 説明責任

保育の提供に関し保育園のしおり(重要事項説明書)を交付して説明を行い、保育の提供について同意を得ることとします。

3 保育の内容



0歳児： 安心

☆安心した環境の中で一人一人の生活リズムで過ごしていく



- 家庭と連携をとりながら、健康的で安全な環境の中で食欲・睡眠・排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
- 話しかける、抱く、あやすなど優しい言葉と笑顔で関わりながら、情緒の安定を図り信頼関係を築いていく。
- 一人ひとりのさまざまな欲求（食べる・眠る・遊ぶ）や甘えたい気持ちを十分に満たすことで、安心して過ごせるようになる。
- 優しく語りかけたり、発声や喃語、指さしに応答したりして、発語への意欲を育てる。
- 安全で活動しやすい環境を整え、ねがえり、腹ばい、ハイハイからつかまり立ち、伝い歩きなどの運動遊びを十分に楽しんでいく。
- 個人差に応じて離乳食を進め、いろいろな食品に慣れながら幼児食へ移行し食べることへの意欲を育てていく。
- 安心できる人的・物的環境のもとで玩具や絵本、身近な生活用具などを見たり、触れたりする機会をとおして、感覚の動きを豊かにし身の周りの物に対する興味や好奇心の芽生えを培っていく。

1歳児： 信頼

☆安心できる保育者との信頼関係のもとで
“自分でしよう”という気持ちが芽生える



- 健康的で安全な環境の中で、生活リズムを整えながら、生理的欲求や甘えるなどの依存的欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図り安心して過ごすようになる。
- 保育者との信頼関係を築く中で、自分がしたいことや、してほしいことを身振りや言葉で伝えるようになり、絵本や手遊び・わらべ歌遊びを楽しむことで言葉の世界を広げていく。
- 日々の生活や遊びを通して、楽しく体を動かし、外界に対する好奇心や関心をもつようになる。
- 食事の挨拶をし、様々な食材や調理形態に慣れ意欲的に食事をする。
- 保育者に見守られ励まされながら、身の回りのことを自分でしようとする気持ちをもつようになる。

2歳児： 気づき

☆心身ともに快適な生活を送り、
友だちとの関わりを楽しむ



- 安定した生活環境の中で食事や排泄・睡眠などの生活リズムを整え、健康的に過ごし基本的な生活習慣を身につけていくようにする。
- 身の回りのことを援助してもらいながらも自分で出来ることに喜びを感じるようになる。
- 生活に必要な言葉がある程度わかり、したいこととして欲しいことを言葉で表し、受け止め共感してもらいながら信頼関係を築いていく。
- 身の回りの物や親しみのもてる小動物を見たり触れたり保育者から話を聞いて興味や探究心が生まれてくる。
- 興味のあることや経験したいことを、生活や遊びの中で模倣活動や言語活動に繋げ、表現活動の芽生えを育てていく。
- 食材に興味をもち、スプーンやフォークを正しく持って食事や間食を楽しむようになる。
- 身近な人との関わりや友だちとの遊びの中で保育者を仲立ちとして、ごっこ遊びや言葉のやり取りを楽しむようになる。

3歳児： 意欲

☆保育者や友だちと遊ぶ中で自分の
したいこと、言いたいことを言葉や行動で表現する



- 安全な環境のくつろいだ雰囲気の中で安心して生活し、食事・排泄・睡眠・衣類の着脱など身の回りの生活の始末や仕方が身につく、自信をもつと共に、当番活動にも意欲的に取り組むようになる。
- 身近な環境に興味をもち、自分から関わり生活を広げていく。
- 気の合う友だちとの関係を深めながら遊びや生活を楽しむ中で、様々なルールや約束ごとに気づいていけるようになる。
- 絵本や紙芝居でいろいろな言葉に触れ言葉が豊かになり、生活に必要な言葉を身につけ、自分の思いや欲求、経験したことを言葉で伝える。
- 身近な動植物に触れたり世話をしたりすることで、生命の尊さに気づいていく。
- 感じたことや思ったことを描いたり、歌ったり体を動かして自由に表現するようになる。
- 戸外で体を十分動かして遊ぶ。
- 思いを伝え合いながら、友だちと一緒にごっこ遊びや模倣遊びを楽しむ。

4 歳児： 経験

☆保育者や友だちと一緒に、
つながりを広げ集団としての行動を楽しむ



- 自分で出来ることに喜びをもちながら、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣を身につけていく。また、自ら体調の変化に気づき異変があったら伝える。
- 健康的で安全な環境の中で、一人ひとりが欲求を受けてもらいながら安定した生活を送る。
- 多様な経験を通し自己肯定感をはぐくみ、周りからの信頼を獲得し自信にしていく。
- 保育者や友だちとの繋がりを広げ、思いやりや譲り合う心をはぐくみながら集団での活動を楽しむ。
- 運動量が増し、全身を使いながら様々な遊具や遊びに挑戦していく。
- 保育者や友だちとの会話を楽しみ、話を聞く力・自分の思いを伝える力を身につけていく。
- 食事のマナーを身につけ、食べることを通して全ての命の大切さを知る。
- 感じたことや思ったこと、想像したことなどを様々な方法で自由に表現する。
- 身近な環境に興味をもち、自ら関わり身の回りの事物や数、量、形などに関心をもつ。

5 歳児： 自立

☆就学に向けて生活や遊びの中で一つの目標に向かい
力を合わせて活動し、達成感や充実感をみんなで味わう



- 基本的な生活習慣や態度を身につけ理解し、自立的、意欲的に活動する。
- 健康や安全の大切さに気づき、病気予防や事故防止、自然災害について認識し自らの体を守る力を身につける。
- 友だちと共通の目標に向かって様々な行事や活動に意欲的に取り組み、応援をしたり力を合わせたりして取り組んでいき達成感を味わう。
- 絵本や童話を見たり、人の話を聞いたりして様々なイメージを広げるとともに言葉に対する感性を豊かにしていく。
- 自分のイメージを動きや言葉で表現したり、演じたり、制作活動や音楽活動を経験し表現することの楽しさを味わう。
- 様々な経験をする中で、充実感を味わい、自主性や協調性を身につけ、思いやり、感謝の気持ちをはぐくむ。
- 文字や数、社会現象や自然現象への興味関心を深め知的好奇心を高める。
- バランスの良い食事の大切さに気づき、調理保育を経験しながら“食”への関心を高める。


2
保育園の1年


4月	☆入園式 全園児健康診断 こいのぼりのおはなし	10月	3歳, 4歳, 5歳児秋の遠足 全園児健康診断 ハロウィンごっこ 地域夏まつり
5月	4歳, 5歳児春の遠足 3歳, 4歳, 5歳児交通安全教室 ☆災害時園児引渡し訓練	11月	☆0歳, 1歳, 2歳児ふれあいデー 3歳, 4歳, 5歳児歯科講話
6月	全園児歯科健診 ☆前期保護者懇談会	12月	☆3歳, 4歳, 5歳児お楽しみ会 クリスマス会 もちつき
7月	水遊び 七夕のおはなし	1月	新年あそびの会
8月	水遊び	2月	節分・豆まき ☆後期保護者懇談会
9月	☆3歳, 4歳, 5歳児ふれあいデー	3月	ひなまつり おわかれ会 ☆卒園式

☆マークは保護者参加の行事です。

その他

[保育参加]希望者のみ 終了後はお子様と降園になります。

☆ご都合の良い時にお子様と一緒にクラスの活動にご参加ください。

[誕生会]希望者のみ 終了後はお子様と降園になります。

☆お子さまの誕生日当日やその前後にお子様と一緒にクラスの活動にご参加ください。

[他の取り組み]

食育活動、保健衛生指導、0歳児健診、身体測定、避難訓練、口腔衛生指導
保育参観、保護者個人面談、地域交流など

[専任講師による指導]

3歳, 4歳, 5歳児 体育指導

5歳児 かがくタイム



※保育・地域の状況により、行事の開催が変更になる場合がございます。

3 お子様の1日

※水分補給は随時行います。

0歳児	1歳児・2歳児	3歳児以上
<p>7:15 保育開始 順次登園 視診・検温・挨拶</p> <p>9:00 室内遊び・外気浴 排泄・オムツ交換 睡眠</p> <p>10:00 離乳食 あそび</p> <p>11:30 睡眠 目覚め 検温・オムツ交換</p> <p>14:00 離乳食 オムツ交換 あそび 睡眠</p> <p>16:00 順次降園</p>	<p>7:15 保育開始 順次登園 視診・挨拶 身の回りの整理 自由あそび</p> <p>9:15 午前おやつ あそび・活動</p> <p>11:15～給食 午睡準備 絵本・紙芝居の読み聞かせ</p> <p>12:15 午睡</p> <p>15:00 目覚め おやつ 降園準備 自由あそび</p> <p>16:00 順次降園</p> <p>18:15 延長保育 19:15 保育終了</p>	<p>7:15 保育開始 順次登園 視診・挨拶 身の回りの整理 自由あそび</p> <p>9:30 朝の集まり (挨拶・歌・手遊び) 課題をもった活動・あそび</p> <p>11:30～給食 午睡準備 絵本・紙芝居の読み聞かせ</p> <p>12:30～順次 午睡</p> <p>15:00 目覚め おやつ 降園準備 自由あそび</p> <p>16:00 順次降園</p> <p>18:15 延長保育 19:15 保育終了</p>

4 安心して保育園生活を送るために

●お休みの連絡について

- ・親子でゆっくりと過ごす時間をつくることも大切です。
欠席の際は、9：00 までに緊急連絡システムに入力または電話でご連絡ください。
※事故防止のため、人数確認をしています。欠席連絡は必ずしてください。
- ・保護者の方の仕事が休みでお子様が登園される場合は、急病や事故でご連絡を入れる場合もありますので、当日の連絡先を必ず職員にお伝えください。

●登園時間が遅れる場合

9：00 までに、電話でご連絡をお願いいたします。



●タッチパネルの操作について

園舎の門扉・園舎の出入口にあるタッチパネルを操作し園舎へお入りしてください。
詳細は、別紙(タッチパネスの操作について)をご参照ください。

●送迎時について

- ・車は保育園の駐車場をご利用ください。利用の場合は、事前に申請が必要になります。
路上駐車はお子さまの危険となり、近隣の方の迷惑になりますのでご遠慮ください。
- ・自転車は保育園の駐輪場に停めてください。
ご自身の自転車から離れる場合は、必ず施錠をしてください。
- ・自転車を使用される場合は、お子様にヘルメットを被せる、スタンドをしっかり立ててから乗り降りさせる、自転車にお子様を乗せたら離れない、など安全面にご注意ください。

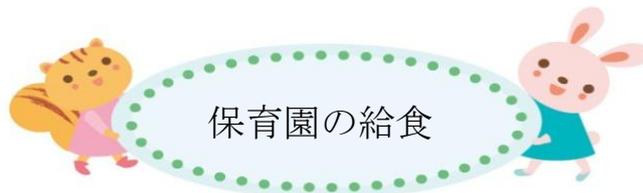


●登園したら

- ・玄関に設置してあるタブレットを押し、当園時刻を確認してください。
- ・お子さまと一しょにクラス・園庭まで、お越しいただきクラスの職員に声をかけ、お子さまと一しょに挨拶をしてください。
- ・お迎えの方・時間の変更がある場合、怪我・体調のことなどいつもと様子が違うことは口頭でお伝えください。
- ・着替えの補充がある場合はお願いいたします。

●降園する時は

- ・玄関に設置してある登降園タブレットを押し、降園時間を確認しお子さまのクラスまでお越しください。
- ・お迎えに来られたら、職員に声をかけお子様と一緒に挨拶をしてください。
- ・持ち物(カバン・着替え・上履きなど)をお持ち帰りください。



保育園の食事は…

「かけがえのない命をはぐくむ場」として、身体だけでなく、心も豊かになる安全な食事を心がけています。

- (1) 手作りの食事を提供しています。毎月食育会議を開き、献立内容や喫食状況などを検討し、おいしい食事を提供するようにしています。
- (2) 味付けは、薄味を心がけています。離乳食・うどん・味噌汁などのだしは、削り節・煮干し・昆布でだしをとっています。
- (3) 味だけでなく、見て楽しめるように彩りや形、食べやすさを大切にしています。子どもの日など色々な行事に合わせた食事を提供し、食事を楽しみます。

● 食育目標

- (1) お腹がすくリズムのもてる子ども 『おなかですくとおいしいね』
早寝・早起き・朝ごはん。たくさん身体を動かして生活リズムを整えましょう。
- (2) 食べたいもの、好きな物が増える子ども 『好きな物、いっぱいあるよ!』
たくさんの食材や料理に出会いましょう。
- (3) 一緒に食べたい人がいる子ども 『一緒に食べるとおいしいね』
みんなで囲む食卓から、愛情や信頼感が育ちます。
- (4) 食事づくり、準備に関わる子ども 『お手伝いって楽しいね!』
その経験が食への意欲・興味を育てます。
- (5) 食べ物を話題にする子ども 『今日のごはん な～に?』
毎日の会話の中で生きる喜びを感じ、全ての命を大切に作る心を育てましょう。

● 朝ごはんについて

規則正しい食事と睡眠は、子どもの心と身体の成長に必要不可欠です。朝ごはんを食べることで体温が上がり、眠っていた脳や身体にスイッチが入ります。日中、元気に活動できるように、朝ごはんを食べてから登園していただきますよう、ご協力をお願いします。

忙しい朝ですが、脳のエネルギーとなる糖質、体温を上げるたんぱく質を食べると良いでしょう。納豆やしらすをかけたごはん、カットしたパンにチーズやツナをはさんだり、バナナとヨーグルトなどは簡単に栄養を摂ることができます。

● 離乳食

生まれてから母乳やミルクを飲んできた赤ちゃんが、食事を食べられるようになるための練習が離乳食です。

食べるという行為自体が初めての赤ちゃんは、『食べ方』『食べ物の味』『食感』『匂い』に慣れていくことから始まります。月齢差や個人差がありますので、お子様の成長に合わせて対応していきます。ゆっくりとあせらずと一緒に進めていきましょう。

1日の食事時間の目安

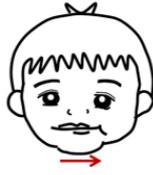
初期食 (5、6か月頃)	朝	10:00 ～10:15頃	14:00 ～14:15頃	夕	夜
	 ミルク又は母乳	 離乳食+ ミルク又は母乳	 ミルク又は母乳	 ミルク又は母乳	 ミルク又は母乳
中期食 (7、8か月頃)	朝	10:00 ～10:30頃	14:00 ～14:30頃	夕	夜
	 ミルク又は母乳	 離乳食+ ミルク又は母乳	 離乳食+ ミルク又は母乳	 ミルク又は母乳	 ミルク又は母乳
後期食 (9～11か月頃)	朝	10:00 ～10:45頃	14:00 ～14:45頃	夕	夜
	 ※離乳食+ ミルク又は母乳	 離乳食+ ミルク又は母乳	 離乳食+ ミルク又は母乳	 ※離乳食+ ミルク又は母乳	 ミルク又は母乳
完了食 (12～18か月頃)	朝	9:30頃	11:00頃	15:00頃	夕
	 朝食	 牛乳	 昼食	 おやつ(補食) +牛乳	 夕食

※食事時間はあくまでも保育園での目安

※9～11ヶ月頃には10:00と14:00の2回は保育園、降園後にご自宅で1回離乳食をとり、3回食とする。



離乳の進め方の目安

		離乳の開始 —————▶ 離乳の完了			
		以下に示す事項は、あくまでも目安であり、子どもの食欲や成長・発達の状況に応じて調整する。			
		離乳初期 生後5～6か月頃	離乳中期 生後7～8か月頃	離乳後期 生後9～11か月頃	離乳完了期 生後12～18か月頃
食べ方の目安		○子どもの様子をみながら1日1回1さじずつ始める。 ○母乳や育児用ミルクは飲みたいだけ与える。	○1日2回食で食事のリズムをつけていく。 ○いろいろな味や舌ざわりを楽しめるように食品の種類を増やしていく。	○食事リズムを大切に、1日3回食に進めていく。 ○共食を通じて食の楽しい体験を積み重ねる。	○1日3回の食事リズムを大切に、生活リズムを整える。 ○手づかみ食べにより、自分で食べる楽しみを増やす。
調理形態		なめらかにすりつぶした状態	舌でつぶせる固さ	歯ぐきでつぶせる固さ	歯ぐきで噛める固さ
1回当たりの目安量					
I	穀類 (g)	つぶしがゆから始める。 すりつぶした野菜等も試してみる。 慣れてきたら、つぶした豆腐・白身魚・卵黄等を試してみる。	全がゆ 50～80	全がゆ 90～軟飯80	軟飯90～ ご飯80
II	野菜・果物 (g)		20～30	30～40	40～50
III	魚 (g)		10～15	15	15～20
	又は肉 (g)		10～15	15	15～20
	又は豆腐 (g)		30～40	45	50～55
	又は卵 (個)	卵黄1～ 全卵1／3	全卵1／2	全卵1／2～ 2／3	
	又は乳製品 (g)	50～70	80	100	
歯の萌出の目安			乳歯が生え始める。	1歳前後で前歯が8本生えそろう。 離乳完了期の後半頃に奥歯（第一乳臼歯）が生え始める。	
摂食機能の目安		口を閉じて取り込みや飲み込みが出来るようになる。 	舌と上あごで潰していくことが出来るようになる。 	歯ぐきで潰すことが出来るようになる。 	歯を使うようになる。

※衛生面に十分に配慮して食べやすく調理したものを与える

【参考資料：厚生労働省 授乳・離乳の支援ガイド】

● おやつについて

子どもにとっておやつとは、3回の食事だけでは摂取しきれないエネルギーや栄養素、水分を補給するために必要なものです。また、食事とは違った楽しみのひとつでもあります。園では、夕食に差しつかえない程度のおやつを提供します。例外として、土曜日のおやつや延長保育、行事などでおやつが作れない場合は、代替のものを用意します。

● 1日の食事・おやつの割合

区分	家庭		保育園		
	朝食	夕食	おやつ	昼食	おやつ
乳児	朝食	夕食	おやつ	昼食	おやつ
割合	20%	30%	50%		
幼児	朝食	夕食	昼食	おやつ	
割合	30%	30%	40%		

- 朝のおやつは、牛乳を提供します。
- 毎日の食事は、園舎内に展示いたします。
- 献立表・食育だよりは、毎月配布またはホームページに掲載します。ご確認ください。
- 食物アレルギーに関しては、医師の診断書に基づき個別対応をしています。

● 1・2歳児の食事

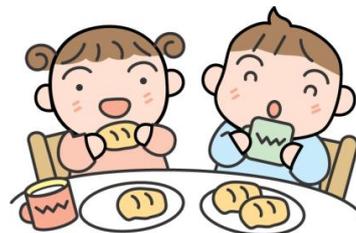
9:15 午前おやつ…牛乳
 11:15～ 昼 食
 15:00 午後おやつ…牛乳（麦茶）・おやつ

1・2歳児は1回に食べられる食事量が少ないため、午前に1回おやつがあります。また、この時期はまだ、噛む力が弱く歯も生えそろっていないため、硬く噛みにくい食材は、刻んだり軟らかくしたりして食べやすくしています。

● 3歳以上児の食事

11:30～ 昼 食
 15:00 午後おやつ…牛乳（麦茶）・おやつ

正しい食事マナーを伝えながら、友だちや先生と楽しく食事をしています。



● 食育活動

食育活動では、季節や子どもの年齢に合わせた食育活動を行っています。

色々な食べ物を見る・触る・味わう経験をし、食に対する興味・関心を育てます。また、行事食などを通して日本の文化や伝統に触れる機会を作っています。

各年齢の成長にあわせ、子どもの声を聞きながら、工夫して調理保育を行っています。乳児クラスでは野菜洗い・野菜ちぎりなど、幼児クラスでは包丁を使って野菜などを切ります。

子どもが「食べ物に触れたい、やってみたい」と思ったときに、子どもの成長にあわせた食事づくりに関わる体験を広げていくことが大切です。誰かのために食に関わる役割を持たせ、実践することで達成感を味わうことができます。そうした働きかけが、食へ関わる意欲を育み、子どもの自信になります。

子どもが大人と一緒に楽しく遊ぶ過程が最も大切です。ぜひご家庭でもいろいろな食体験を家族で経験させてあげてください。

※感染症などが流行した場合は、状況に応じて判断いたします。



5 持ち物について

お子様が快適に過ごせますよう、以下の持ち物のご用意をお願いいたします。なお、全ての持ち物に名前を必ず記入してください。（個人情報の関係で、当園では名前の記入を下の名前のみでお願いしています）

☆0歳児のお子さまについては、おむつ・紙エプロンを無償で提供しています。

☆1歳児～2歳のお子さまご希望があれば、おむつ・紙エプロンの定額サービスをご利用いただけます。

【 0歳児 】

◎毎日ご用意していただく物 1日分

登園時に保護者の方にセットしていただきます。

ロッカーに各持ち物の補充をお願いします。

★無償提供をご利用しない方は、おやつ・食事用エプロン3枚(離乳食の場合は2枚)

ビニール素材で袖がなくポケット付きで、後ろをマジックテープで留めるタイプの市販のエプロンをご用意ください。毎日必要になります。



※シリコン素材のエプロンは、ご遠慮ください。

※エプロンは、毎日洗い替えをして清潔なものをご用意ください。カビ等生えやすいので、定期的に点検していただくようお願いいたします。

★汚れ物袋 1枚

エプロン・着替えを入れます。

口を閉じられる、スーパーの袋又はエコバッグに大きく名前を書いてください。



★連絡帳 (緊急連絡システムを使用します)

ご家庭でのお子様の様子などをご入力ください。

◎園でお預かりする物

個人のロッカーは、保護者の管理となります。衣類などの枚数を確認し、毎朝補充をお願いいたします。

○紙おむつ (必要な方) 10枚ほど



お腹側にマジックで大きく名前を書いてください。
(丸めた時に名前が隠れるように)

*使用したおむつは、園で処分します

○おしりふき (必要な方) 1パック



*ケースに入れてまたは、
フタを貼り付けるタイプのものをお持ちください。

○着替え 3～4セット

1セットとは

肌着、上着、ズボン、スタイ(必要に応じてご用意ください)です。

*上着…動きを妨げるようなつなぎの物(ロンパース)は避けてください。

(6カ月未満児のみ、つなぎタイプ・ロンパースは可)

*肌着…キャミソール型、ランニング型、半袖の物。股の下にスナップのついている物は、避けてください。

*ズボン…ウエストがゴムになっている物で着脱しやすい物がお勧めです。

*靴下…1～2足

※危険防止の為、フード付き、ひも付きの衣類、スカート・タイツはご遠慮ください。

※衣類は、お子様の成長に合わせたサイズ、気候に合わせた物をご用意ください。

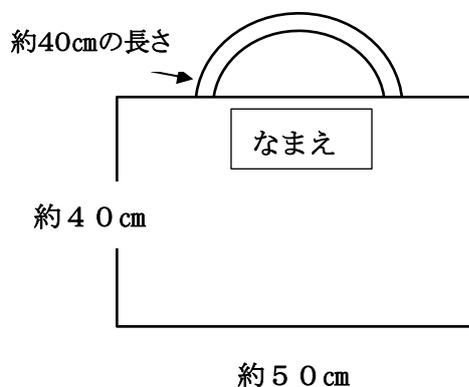
★通園用手さげ袋

連絡帳の他、通園に必要な物を入れます。

市販のものでかまいません。

手さげのひもは、長すぎないようにお願いいたします。

※冬季は上着や毛布を持ち帰るための手さげ袋、エコバッグなどをご用意ください。



★寝具

・乳児突然死症候群 (SIDS) 防止のため、硬いウレタンマットを使用します。

※シーツは園で用意します。

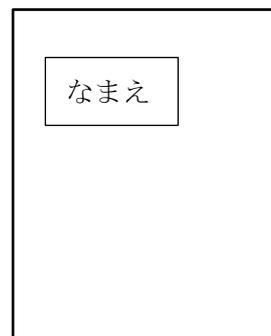
・保育園では、業者による布団乾燥を月に2回実施しております。

・バスタオルを2枚ご用意ください。(掛用・敷用)

※冬季は綿毛布をご用意ください。(掛布団は不可)

・バスタオルや綿毛布には、左上に大きく名前を書いてください。

・週末に持ち帰り、洗濯をお願いいたします。



★外靴

歩き始める頃にご用意ください。時期については、担任よりお声をかけさせていただきます。

【 1 歳児 】

◎毎日ご用意していただく物 1日分

登園時に保護者の方にセットしていただきます。
ロッカーに各持ち物の補充をお願いします。

★おやつ・食事用エプロン 3枚



ビニール素材で袖がなくポケット付きで、後ろをマジックテープで留めるタイプの市販のエプロンをご用意ください。

※シリコン素材のエプロンは、ご遠慮ください。

※ エプロンは、毎日洗い替えをして清潔なものをご用意ください。カビ等生えやすいので、定期的に点検していただくようお願いいたします。

★汚れ物袋 1枚

エプロン・着替えを入れます。
口を閉じられる、スーパーの袋又はエコバッグに大きく名前を書いてください。



★連絡帳 (緊急連絡システムを使用します)
ご家庭でのお子様の様子などをご入力ください。

◎園でお預かりする物

個人のロッカーは、保護者の管理となります。衣類などの枚数を確認し、毎朝補充をお願いいたします。

○紙おむつ 10枚



お腹側にマジックで大きく名前を書いてください。
(丸めた時に名前が隠れるように)
*使用したおむつは、園で処分します

○おしりふき 1パック



*ケースに入れてまたは、
フタを貼り付けるタイプのものをお持ちください。

○着替え 3～4セット

1セットとは

肌着、上着、ズボン、スタイ（必要に応じてご用意ください）です。

*上着…動きを妨げるような、つなぎの物（ロンパース）は避けてください。

*肌着…キャミソール型、ランニング型、半袖の物。股の下にスナップのついている物は、避けてください。

*ズボン…ウエストがゴムになっている物で着脱しやすい物がお勧めです。

*靴下…1～2足

※危険防止の為、フードやひもがついている物や、後ろにボタンがついている衣類、スカート・タイツはご遠慮ください。

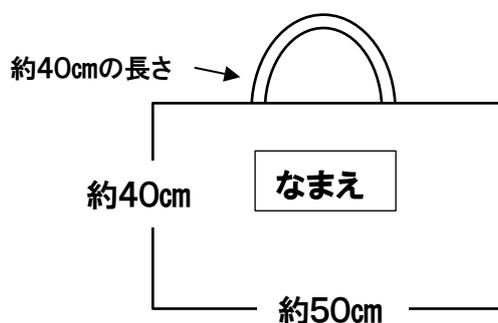
※衣類は、お子様の成長に合わせたサイズ、気候に合わせた物をご用意ください。

★通園用手さげ袋

保育園での生活に必要な物を入れます。

市販のものでかまいません。

手さげのひもは、長すぎないようにお願いいたします。



★寝具

・午睡用のコットベッドを使用しています。(54.5 cm×97 cm×11.5 cm)

※コットマット（敷用のマットは園で用意します）

・バスタオル1枚をご用意ください。(掛用)

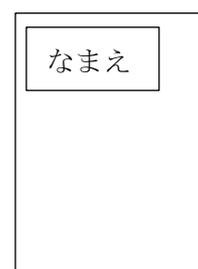
※冬季は綿毛布をご用意ください。(布団は不可)

・バスタオルや綿毛布には、左上に大きく名前を書いてください。

・バスタオル、コットマットは週末に持ち帰り、洗濯をお願いいたします。

・保育園では、業者によるコットマット乾燥を月に2回実施しております。

〈バスタオル〉



★外靴



マジックテープでしっかり止められるデザインで、お子様のサイズに合った運動靴をご用意ください。

定期的に洗濯していただき、サイズのご確認をお願いいたします。

【 2 歳児 】

◎毎日ご用意していただく物 1日分

登園時に保護者の方にセットしていただきます。

ロッカーに各持ち物の補充をお願いします。

★おやつ・食事用エプロン 2枚



ビニール素材で袖がなく、ポケット付きで後ろをマジックテープで留めるタイプの市販のエプロンをご用意ください。

※シリコン素材のエプロンは、ご遠慮ください。

※エプロンは、毎日洗い替えをして清潔なものをご用意ください。カビ等生えやすいので、定期的に点検していただくようお願いいたします。

★汚れ物袋 1枚

エプロン・着替えを入れます。

口を閉じられる、スーパーの袋又はエコバッグに大きく名前を書いてください。



★連絡帳 (緊急連絡システムを使用します)

ご家庭でのお子様の様子などをご入力ください。

◎園でお預かりする物

個人のロッカーは、保護者の管理となります。衣類などの枚数を確認し、補充をお願いいたします。

○紙おむつ

5枚程度



お腹側にマジックで大きく名前を書いてください。

(丸めた時に名前が隠れるように)

*使用したおむつは、園で処分します

○おしりふき

1パック



*ケースに入れてまたは、

フタを貼り付けるタイプのものをお持ちください。

○着替え 2～3セット

1セットとは

肌着、上着、ズボン、スタイ(必要に応じて、ご用意ください)です。

*上着…動きを妨げるような、つなぎの物(ロンパース)は避けてください。

*肌着…キャミソール型、ランニング型、半袖の物。股の下にスナップのついている物は、避けてください。

*ズボン…ウエストがゴムになっている物で着脱しやすい物がお勧めです。

*靴下…1～2足

※危険防止の為、フード付き、ひも付きの衣類、スカート・タイツは
ご遠慮ください。

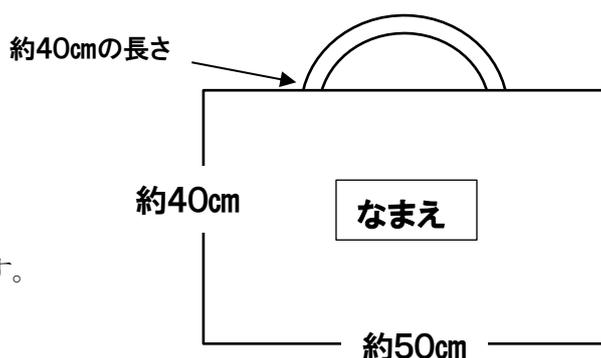
※衣類は、お子様の成長に合わせたサイズ、気候に合わせた物
をご用意ください。

★通園用手さげ袋

保育園での生活に必要な物を入れます。

市販のものでかまいません。

手さげのひもは、長すぎないようにお願いいたします。



★寝具

・午睡用のコットベッドを使用しています。(54.5 cm×132 cm×11.5 cm)

※コットマット(敷用のマットは園で用意します)

〈バスタオル〉

・バスタオル1枚をご用意ください。(掛用)

※冬季は綿毛布をご用意ください。(布団は不可)

・バスタオルや綿毛布には、左上に大きく名前を書いてください。

・バスタオル、コットマットは週末に持ち帰り、

・洗濯をお願いいたします。

・保育園では、業者によるコットマット乾燥を月に2回
実施しております。



★外靴



マジックテープでしっかり止められるデザインで、お子様のサイズに合った運動靴をご用意ください。

定期的に洗濯していただき、サイズのご確認をお願いいたします。

★夏の水遊び

ラップタオル、スポーツタオルが必要になります。

詳細は、後日お知らせいたします。

【 3、4、5 歳児 】

◎毎日ご用意していただく物 1日分

★手拭きタオル 1枚



ハンドタオルくらいの大きさの物で、かけられるよう
ループつきの物をご用意ください。

★着替え

上着・ズボン・肌着を1セットとし、毎日リュックに入れてお持ちください。
お子様が一人で着替えができる洋服をお持ちください。



★汚れ物袋 1～2枚

汚れた衣服をもちかえります。

口を閉じられる、スーパーの袋又はエコバックに大きく
名前を書いてください。



★コップ・コップ袋



コップは、プラスチック製の物をご用意ください。

歯ブラシは、年齢に合った大きさの物をご用意ください。ま
た、定期的に確認し、毛先が開いているものは交換してくださ
い。

★リュック

お子様が自分で開け閉めしやすい物で、背負いやすく体のサイズに合った物をご用意くださ
い。遠足にも使用しますので、しっかりした肩ひもで、前を止めるフックのチェストハーネスト
がついている物をお勧めします。キーホルダーやアクセサリは紛失やトラブルにつながります
ので、つけないでください。

《 リュックの中には・・・ 》

*毎日、手拭きタオル・連絡ノート・着替え1セット、コップを入れてお持ちください。

《 リュックの目安 》

高さ・・・30cm～35cm

横幅・・・25cm～30cm

奥行・・・10cm～15cm

外ポケットの深さ・・・15cmくらい



◎園でお預かりする物

個人用ロッカーは、保護者の方の管理となります。衣類などの枚数を確認し、補充をお願いいたします。

★着替え 2セット

1セットとは⇒上着、肌着、ズボン、パンツ、靴下です。

*お子様の個人ロッカーに入れておいてください。

*上着…動きやすい洋服で、お子様が一人で脱ぎ着しやすい物がお勧めです。

*肌着…キャミソール型、ランニング型、半袖の物。

*ズボン…ウエストがゴムになっている物で、脱ぎ着しやすい物がお勧めです。

*靴下…1～2足

※危険防止の為、フード付き、ひも付きの衣類、スカート・タイツはご遠慮ください。

※衣類は、お子様の成長に合わせたサイズ、気候に合わせた物をご用意ください。

※季節や排泄の状況など、個々によって準備したい枚数が違ってきますので、お子様の様子によりご準備していただくようお願いいたします。

★上履き・外靴・袋 (上履きと外履きを入れる袋)



上履き・上履き袋には、見えやすい場所に名前を書いてください。

お子様のサイズに合ったものをご用意ください。

毎週末に持ち帰りますので、洗濯をし、サイズのご確認をお願いいたします。かかとの輪の部分に指をかけられるよう、ひもを付けていただくと履きやすくなります。

外靴



外履きを持ち帰るときもありますので上履き袋の中にビニール袋を入れてください。

★体操着

体育指導の日に体操着を着用して登園してください。

動きやすい服装で、胸に名前を書いてください。



★寝具・シーツ

- 午睡用のコットベッドを使用しています。(54.5 cm×132 cm×11.5 cm)
※コットマット (敷用のマットは園で用意します)
- バスタオル1枚をご用意ください。(掛用)
※冬季は綿毛布をご用意ください。(布団は不可)
- バスタオルや綿毛布には、左上に大きく名前を書いてください。
- バスタオル、コットマットは週末に持ち帰り、洗濯をお願いいたします。
- 保育園では、業者によるコットマット乾燥を月に2回実施しております。

〈バスタオル〉

なまえ



★調理保育の時に持ってくるもの

エプロン・三角巾 (バンダナ)

*用意していただく日は、各クラスの掲示にてお知らせいたします。

★夏の水遊び

詳細は後日お知らせいたします。

★冬の外遊び用の上着

*自分で着脱ができるものをご用意ください。

*フード付きの衣服は、着用できません。

*フックにかけられるよう、ひもなどを付けてください。

★園外活動時の持ち物

*必要に応じてレインコートをお持ちいただく場合があります。

★防災頭巾は園で用意します。

保育園では、災害時に備えて毎月1回、避難訓練を実施しています。



☆保育園で過ごすおすすめのお洋服☆

◆“動きやすい” 洋服

乳幼児期は、たくさん体を動かして思いっきり遊ぶことで、心も体も著しく発達・成長していきます。体の動きの妨げにならないような、伸縮性のある動きやすい洋服をご準備ください。1歳児頃からは、身の回りのことに興味をもちはじめ、『自分でやってみたい』という気持ちが芽生えてきます。一人でズボンをはいたり脱いだりしやすいよう、お子様サイズに合った洋服をご用意ください。裾が長すぎると引きずったり踏んだりして怪我につながりますので、必要な場合は裾上げをしてください。

◆“汚れてもいい” 洋服

外遊びをした時に泥だらけになってしまうことや、食事の食べこぼし等で汚れてしまうことがあります。



◆“フードやひも、フリルなどの飾りがついていない” 洋服

フードやひも、フリルなどがついている洋服は、遊んでいる時に遊具に引っかかってしまう可能性があります。また、お友だちが触れることで事故につながることもありますので、できるだけ飾りのないシンプルな洋服をご準備ください。



◆適着を心がけましょう

子どもたちは、活発に動きます。着る洋服の枚数は大人より1枚少ないのが目安です。厚着をせずに動きやすい服装で登園してください。

冬は外へ出るときに、ジャンパーなどの防寒着を着用します。動きを妨げないような物がお勧めです。

◆“履きやすい靴” にしましょう

足に合わせて甲の高さや幅が調整できるような、マジックテープで止めるタイプの靴がお勧めです。子どもは足の指で地面をつかむように歩きますので、靴の先は平らな物で、1～2cmつま先に余裕があり、かかとの部分はある程度の固さがある物がお勧めです。

歩くことは成長・発達にはとても大切ですので、定期的にサイズの確認やマジックテープがしっかり止められるか確認をお願いします。

◆園で貸したおむつ、パンツについて

個人用ロッカーの中にご準備いただいた紙おむつや綿パンツが不足した時には、園で用意してある物をお貸ししますので、新しい物をご返却ください。

◆髪飾りについて

事故防止の為、ピン止めは禁止となっています。また、大きな飾りや硬い飾りのついているゴムは避けてください。



◆すべての持ち物に名前を書きましょう

持ち物には見えやすい場所に、名前を大きくはっきりと書いてください。

また、洗濯を重ねていくうちに、名前が薄くなってくる場合がありますので書き直してください。

◆保育園に必要でないものは持って来ないでください。

おもちゃ・絵本・食べ物などは、事故やトラブルになりますので、保育園の生活に必要な物以外は持って来ないでください。



6 保育園の保健

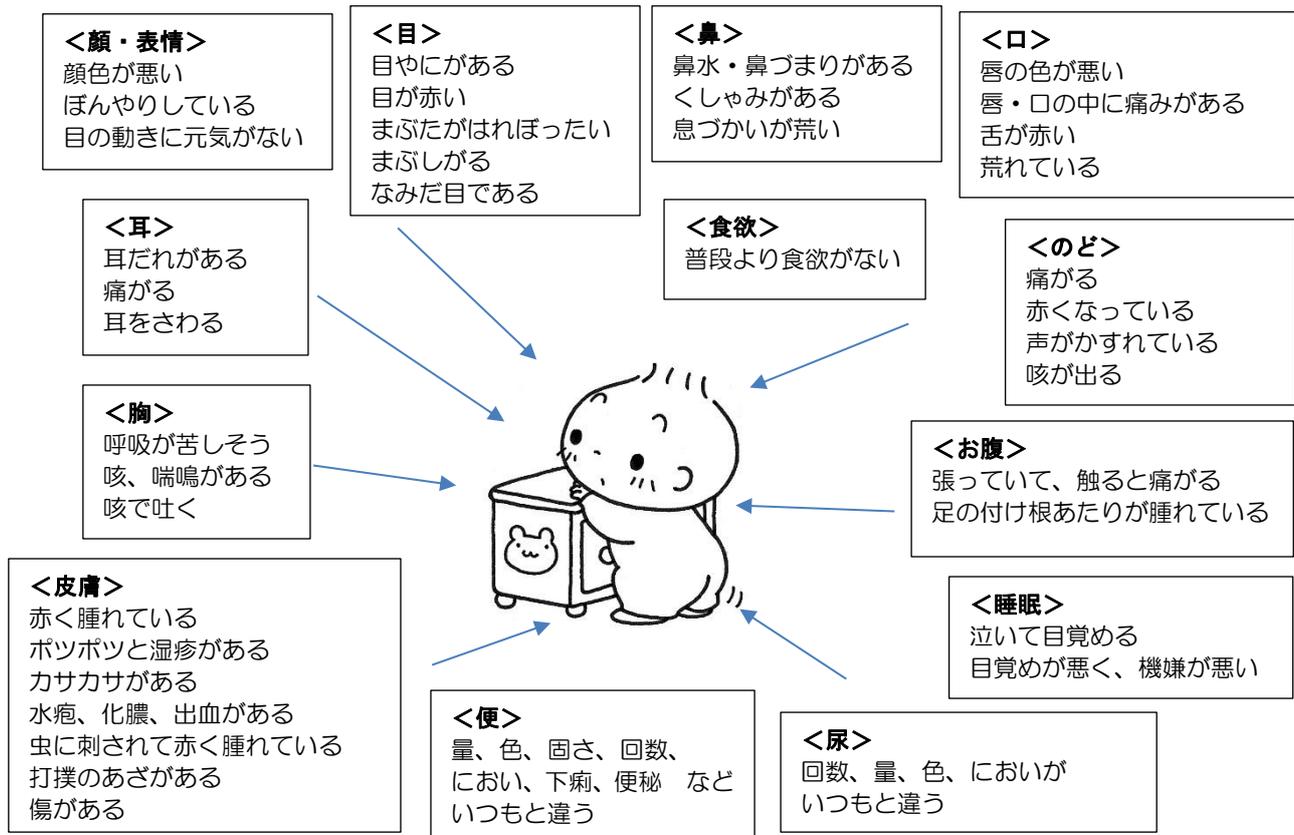
1、健康管理について

保育園では、お子様が毎日健康に元気に過ごすために、登園したら健康観察を行っています。園生活のなかで、お子様がいつもと違う、何かの病気の前触れ等、お様子が日常と異なる場合は、お迎えをお願いしています。

また次のように子どもの症状を見るポイントを知って、お子様からのSOSをキャッチしましょう。



毎日、お子様の健康状態を確かめましょう（見て、触って、顔をのぞいて）



いつもと違う！ こんな時はお子様からのサインです。

- ・朝の体温がいつもより高い。（平熱を知っておくことが、症状の変化に気づく目安になります）
- ・朝食を食べようとしない。
- ・機嫌が悪い。
- ・夜中に何度も起きたり、泣いたりを繰り返す。
- ・鼻水がダラダラとひっきりなしに出る。
- ・朝や夜、寝ている時に咳がよく出る。
- ・体のどこかを痛いという。

(1) 症状別の登園の目安

(厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」をもとに作成しています。)

	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
発熱	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に37.5℃を超える発熱があった ・24時間以内に解熱剤を使用している ・朝から37.5℃を超える発熱がある ・元気がない ・機嫌が悪い ・食欲がなく、朝食や水分がとれていない <p>※例示した発熱時の体温は目安であり、個々の状態に合わせて受け入れを判断します (1歳以下は、上記にプラスして、平熱より1度高いときなど)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に37.5℃を超える発熱がない ・24時間以内に解熱剤を使っていない ・朝の熱が37.5℃を超えない ・元気があり、機嫌がよい ・顔色がよい ・食事や水分がとれている ・発熱を伴う発疹が出ていない ・おしっこの回数が減っていない ・咳や鼻水を認めるが、増悪していない
下痢	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上の下痢便がある ・食事や水分を採ると下痢がある ・体温がいつもより高めである ・朝、おしっこが出ていない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪く、ぐったりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上の下痢便がない ・感染症のおそれがないと医師に診断されたとき ・食事、水分をとっても下痢がない ・発熱を伴わない ・おしっこが出ている
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上の嘔吐がある ・いつもより体温が高めである ・食欲がなく、水分も欲しがらない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪い、ぐったりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上の嘔吐がない ・感染症のおそれがないと医師に診断されたとき ・発熱を伴わない ・水分摂取でき食欲がある ・機嫌がよく元気である ・顔色が良い
咳	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間しばしば咳の為に起きる ・喘鳴や呼吸困難がある、呼吸が早い ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく、朝食・水分はとれない ・少し動いただけで咳が出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・喘鳴や呼吸困難はない ・続く咳がない ・機嫌がよく元気である ・朝食や水分がとれている
発疹	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱とともに発疹がある ・今までにない発疹が出たとき ・医師に登園を控えるよう指示されたとき ・口内炎があり食事や水分がとれないとき ・機嫌が悪い ・とびひ ・顔などで患部が覆えない時 ・浸出液が多く、他の子への感染のおそれがあるとき ・痒みが強く手で患部を掻いてしまうとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症のおそれがないと医師に診断されたとき

登園の目安以外にも下記の状況により、家庭保育をお願いする場合があります。

※必ず保育園に連絡を入れてください。

目が赤い 目やにが多い	感染症の病気もあるので、必ず、登園前に眼科医を受診して、集団生活が可能か医師にご確認ください。
頭を打った	頭を打った時、 <u>24時間は、安静にしてご家庭で様子を見ましょう。</u> ぶつけた直後は元気でも、後から症状が出現することもあります。特に最初の6時間ほどの間に容態が変化することがあり、この間の観察は非常に重要です。ただし、眠りがちになる、頭痛、嘔吐、吐き気を訴える、けいれん、首の痛み、手足のまひ、言葉の障がい、鼻血が止まらない、「いつもと違う」というときは、必ず登園前に受診をして、集団生活が可能か医師にご確認ください。
異物を飲み込んだ	登園前に受診をして集団生活が可能か医師にご確認ください。
骨折した	登園前に受診をして集団生活が可能か医師にご確認ください。 (食事、排せつ、着脱、あそびができるか)



(2) 感染症による登園の目安

乳幼児期に予防すべき感染症があります。これらの病気は感染力が強く、集団保育の場で流行する可能性があり、乳幼児では重篤な状態になることもあります。そのため感染症によっては、一定期間登園を停止していただくことがあります。またこれらの感染症においては、病気が治って登園する際に、医師が記入した「登園許可証明書」(P47)、また保護者が記入する「登園届」(P48)の書類が必要になります。これらの用紙はホームページからもダウンロードできます。

主な感染症の一覧：この登園の目安は厚生労働省による「保育所における感染症対策ガイドライン」をもとに作成しています。

① 医師が記入した診断書が必要な感染症

病名	登園のめやす
エボラ出血熱、クリミア・ゴンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS、コロナウイルスであるもの)、鳥インフルエンザ (H5N1 であるもの)他に新型インフルエンザ、指定感染症、新感染症	完全に治癒するまで

② 医師が記入した『登園許可証』が必要な感染症

病名	潜伏期間(目安)	主な症状	登園のめやす
麻疹 (はしか)	8～12日	38℃の高熱、咳、鼻水、結膜充血、粘膜疹コプリック班、発疹	解熱後3日を経過してから
風しん	16～18日	発熱と同時に発疹、リンパ腺腫脹	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	14～16日	微熱とともに紅疹、丘疹、水疱、痂皮	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)になったら
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16～18日	耳下腺、舌下腺、顎下腺の腫脹及び発熱	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで。かつ、全身状態が良好になってから
結核	2年以内 特に6ヵ月以内に多い	感冒様症状から発作性の咳、咳は夜間に悪化	医師により感染のおそれがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱) アデノウイルス感染症	2～4日	39℃前後の発熱、咽頭痛、頭痛、食欲不振	主な症状が消え、2日経過してから
流行性角結膜炎 (はやり目)	2～14日	涙目、結膜充血、眼脂	感染力が非常に強いいため、結膜炎の症状が消失し、感染のおそれなくなるまで
百日咳	7～10日	感冒様症状から発作性の咳、咳は夜間に悪化	特有の咳が消失するまで。 または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	3～4日	激しい腹痛、頻回の水様便、血便	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて、連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
髄膜炎菌性髄膜炎	2～4日	頭痛、発熱、痙攣、意識障害、嘔吐、点状出血斑	症状により、園医等において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	24時間または2～3日	強い目の痛み、目の結膜の充血、結膜下出血、目やに、角膜の混濁	医師により感染のおそれがないと認められていること

* 上記の感染症にごきょうだいや保護者が感染された場合

出席停止の目安となる期間は、園舎内には入れません。受け入れや引き渡しの際は、玄関で職員が対応いたしますので、事前のご連絡をお願いいたします。

インフルエンザについて

発症日は、発熱などの症状が始まった日を0日と数えます。解熱した日は数えず、翌日から解熱後1日目と数えます。

	発症 (0)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症後 1日目に解熱 した場合	発熱 出席停止	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		登園 可能	(解熱後3日たって も発症後5日たな いと登園できません)		
発症後 3日目に解熱 した場合	発熱 出席停止		発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目			
発症後 5日目に解熱 した場合	発熱 出席停止	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能

*インフルエンザを発症したごきょうだいがいる場合

感染症を発症したごきょうだいとその保護者は、出席停止期間中は園舎内には入れません。送迎時は玄関で職員が対応いたしますので、事前のご連絡をお願いいたします。

*送迎者がインフルエンザを発症しているが、子どもの送迎をする場合

同様に送迎時は玄関で職員が対応いたしますので、事前のご連絡をお願いいたします。園舎内に入れるようになるのは、薬を飲み切っていることと、解熱後2日を経過していることが目安です。

*インフルエンザの登園届について

令和4年12月から、当面の間、インフルエンザに関しては国からの通知により、医療機関での記入の登園届ではなく、国立市指定書式による保護者記載の登園届でのご提出をお願いいたします。

書式については、国立市のホームページからもダウンロードが可能です。

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>

③ 医師の診断を受け、保護者が記入する『登園届』が必要な感染症

病名	潜伏期間(目安)	主な症状	登園のめやす
溶連菌感染症	2～5日	突然の発熱、咽頭痛、莓舌	抗菌薬内服後、24時間を経過していること
マイコプラズマ感染症	14～21日	咳、発熱、頭痛等、風邪症状が進行し咳は徐々に激しくなる	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	3～6日	水疱性の発疹が口腔粘膜及び手掌、足底、足背に現れる	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事ができること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	4～14日	頬部赤斑、腕足に網状の紅斑	全身状態が良いこと
感染性(ウイルス性)胃腸炎	1～3日	吐き気、嘔吐、下痢、発熱	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事ができること
RSウイルス感染症	2～8日	発熱、鼻水、咳、喘鳴、呼吸困難	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス感染症	4～6日	咳、発熱、鼻水が1週間程続き、悪化するとゼイゼイ、ヒューヒューと喘息に似ている	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん(ヘルペス)	不定	小水疱が神経の支配領域に沿った形で片側性に現れる	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	10日前後	38℃以上の高熱(生まれて初めての高熱の場合が多い)3～4日続いた後解熱とともに、全身に発疹	全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	2～10日	湿疹や虫刺されあとをかき壊し細菌感染を起こし糜爛や水疱病変を形成する	皮膚が乾燥しているか、浸潤部分が覆える程度のものであること
伝染性軟属腫(水いぼ)	2～7週間時に6カ月まで	直径1～3mmの半球状丘疹で四肢、体幹部等に数個～数十個が集まってみられる	掻きこわしから、浸出液が出ているときは覆うこと
頭じらみ	10～14日	小児では多くが無症状であるが、吸血部分に痒みを訴えることがある	駆除を開始していること
インフルエンザ	1日～4日	突然の高熱、全身の症状(全身の倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛)、呼吸器症状(咽頭痛、鼻水、咳)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過してから(発症日と解熱日は0日目とする)
新型コロナウイルス感染症	2日～4日	頭痛、咽頭痛、食欲不振、臭覚障害、疲労、胸部不快感、胃腸炎、重度の下痢、風邪に似た症状	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快したのち1日を経過するまで(発症日及び症状軽快した日を0日目とする)

予防接種を受けましょう(なぜ、必要なの)

子ども自身の身を守るためにも、また子どもが感染源にならないためにも予防接種をけて子ども達を感染症から守りましょう。保育園は集団生活の場ですので、感染症にかかる可能性が高いといえます。感染症にかかると、熱が上がったり、食欲がなくなったりと子どもにとって身体の負担が大きくなります。そのために予防接種をして、その気に対する抵抗力をつけておくことで、予防することができます。(まれに予防接種していてもうつることがありますが、比較的軽く済むことが多いです)

小児科医(主治医)と相談してスケジュールを立てましょう。また、予防接種を受けたあとは副反応が出る可能性があります。予防接種を受けてからの登園はお控えください。

2、くすりについて

保育園では、原則として薬のお預かりはいたしません。

ただし、医師の指示により、保育園生活のなかで薬が必要と認められる場合のみ最小限の範囲でお預かりします。

※1日3回の点眼や内服の指示は、ご自宅で実施していただくようご協力いただいております。処方をしてもらう際に、保育園に通っている旨を医師に伝え、ご相談ください。

☆薬を預かる際の手続きについて

- ①まずは園長、または看護師にご相談ください。預かり可能な薬であった場合には、与薬依頼書と、お薬をお預かりする際の説明書をお渡しします。
- ②与薬依頼書に必要事項を記入し、裏面に薬剤情報提供の写し（お薬手帳の写し）を必ず添付してください。
- ③与薬依頼書とお薬をお預かりし、医師の指示通り実施いたします。



3、食物アレルギーのあるお子様について

食物アレルギーのあるお子様や、食物アレルギーが疑われる症状が現れた場合は、医療機関を受診してください。医師に食物アレルギーと診断され、アレルゲンの除去が必要と認められた場合、医師が記入する「保育園幼稚園における食物アレルギー及びその他の疾患指示書」と保護者の方が記入する「食物アレルギー除去食申請書」を提出していただいたうえで、除去食を提供しています。ご自宅でアレルギーを疑う症状が出現した場合には必ず保育園にもお伝えください。

指示書または、申請書をご提出された方は、半年毎に除去食の変更等がないかの確認を行います。内容をご確認いただき「食物アレルギー確認書」をご提出ください。

また、食物アレルギー除去食が解除になる場合は、「除去食解除申請書」をご提出ください。ご不明な点等ございましたら、保健担当までご相談ください。

4、冷凍母乳について

完全母乳育児を続けたい方は、搾乳した冷凍母乳をお預かりすることもできます。希望される方は、事前にご相談ください。

5、乳幼児突然死症候群〔SIDS〕～赤ちゃんを守るために～

SIDSの原因は不明ですが、それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく眠っている間に突然死してしまう病気です。特に生後2ヶ月から6ヶ月に多く、まれに1歳以上で発症することがあります。ご家庭でも保育園でも起こりうるということを念頭に置く必要があります。

SIDSの危険性を低くするための留意点

- ・赤ちゃんを寝かせるときは、仰向け寝にしましょう。
- ・妊娠中や赤ちゃんの周囲で、タバコは吸わないようにしましょう。
- ・布団類を頭からかぶせたり、厚着にさせたりしないようにしましょう。
- ・頭の辺りにバスタオル、タオル類、衣類を置かないようにしましょう。スタイやミトン、冷却シートなどにも用心しましょう。



保育園ではこのように気をつけています（SIDS対策）

- 睡眠中の赤ちゃんのそばにつき、呼吸や顔色、体位などを観察し、記録しています。
- 仰向けで寝るようにしています。
- 枕は使っていません。
- 毎月内科健診を行い、お子様の発達の様子を把握しています。

6、保育中の怪我について

子どもたちは毎日元気に遊んでいます。遊びの中で転んですり傷をつくってしまった、ぶつけてあざやこぶができてしまったなどの怪我をすることがあります。怪我の経験をとおして「次に転ばないようにするにはどうすればよいのかな?」「こんなことをしたら危ない」「痛い」ということを学ぶ一面もあります。しかし、できるだけ怪我は避けたいものです。日々の保育の中で、できるだけ怪我のないように細心の注意をはらっていきます。時には思いがけない怪我になる場合もありますので、保育園では以下のことを行います。

- 小さな怪我でも保護者の方にお伝えします。
- 怪我は軽症であれば、流水で洗い流して汚れを落とした後、適切な処置をします。
基本的には傷口を乾かさないようにワセリンを塗る、被覆材で覆うなどの処置を行います。
- 怪我の状態が病院を受診したほうが良いと判断した場合には、保護者の方にご連絡をしてから受診します。（緊急を要するときは、連絡が後になる場合もあります）

ご家庭でも、怪我の状態をみて頂きますようお願いいたします。お気づきの点がありましたらお声かけください。



7、生活習慣について

子どもの就寝時間が遅くなりつつあることが問題になり、子どもの慢性的な睡眠不足が心配されています。大人のライフスタイルの変化などが、子どもの生活リズムに影響を与えていることがわかっています。毎日規則正しく過ごすと、からだが生きて健康に育つことができます。

朝の光を感じて目覚めましょう
朝ごはんをきちんと食べましょう
朝、排便する習慣をつけましょう
外でたくさん遊びましょう
毎日、お風呂に入りましょう
夜は早く寝ましょう



8、身だしなみについて

①前髪は目に入らない長さにしましょう

前髪が長いと目に入って痛がったり、視野を狭めたりしてしまいます。

②爪は週に一回は切りましょう。

☆爪が伸びていると友だちや自分の顔を引っ掻いて傷つけてしまうことがあります。

☆爪に汚れやばい菌がたまりやすく、手からばい菌が口に入ってしまういます。

☆爪が割れたり、はがれたりします。

☆皮膚を掻きむしったときに皮膚を傷つけてしまうことがあります。

③毎日洗髪をしましょう。

集団生活の場では、頭じらみが季節に関係なく流行することがあります。毎日洗髪をして、頭皮の状態を確認してあげてください。

9、むし歯予防について

保育園では、「歯磨きに興味を持てる」ように、国立市歯科医師会のご協力のもと、歯科健診や歯科講話、ブラッシング指導などを通して、歯みがきの大切さ、磨き方、噛むことの大切さ、むし歯になりにくい食生活など、年齢別にわかりやすく教えていきます。



10、保育園で行う定期健診

国立ひまわり保育園の内科健診は、西田医院の西田厚子先生に診ていただきます。
歯科健診は、国立市歯科医師会に所属の医師に診ていただきます。

内科健診	0歳児 月1回	歯科健診	年1回
	1～5歳児 年2回		

歯科講話 年1回 歯科医師から「歯について」のお話があります。

ブラッシング指導 3、4、5歳児クラスを対象に国立市歯科医師会歯科衛生士が、
歯の磨き方等を指導していただきます。

尿検査 3、4、5歳児クラスのみ年1回実施します。

1 1、保育園で利用している医療機関のリスト

受診が必要な場合は、下記の医療機関のいずれかを受診いたしますので、ご承知おきください。
不都合な点がございましたら、園までご連絡下さい。

診療科目	病院名	住所	TEL
小児科	西田医院 西田厚子先生	中1-20-4	(042) 572-0517
外科 (小児科)	くにたち南口診療所	中1-16-25	(042) 577-8953
眼科	ゆきさだ眼科	北2-19-20 2F	(042) 580-2282
耳鼻科	たにの耳鼻咽喉科	中1-8-36	(042) 571-8741
耳鼻科	ソジ耳鼻咽喉科	中1-14-24	(042) 572-0138
皮膚科	くにたち・東クリニック	東1-7-5	(042) 571-1135
脳神経外科	土橋脳神経外科	東1-8-6-205	(042) 580-0118
整形外科	田中整形外科	中1-1-6	(042) 505-5615
歯科	国立市歯科医師会に 所属する歯科医院		
総合診療	都立小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	(042) 300-5111

※ 休診日などの時は他の病院を受診することがあります。



12、もしもの時に・・・

☆小児救急相談

休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けた方がいいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話相談ができるものです。

① 小児救急相談 短縮ダイヤル **#8000** (03-5285-8898)

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）の 17時～22時まで

土・日・祝日・年末年始の9時～17時まで

② 東京都消防庁救急相談センター（都内全域）

短縮ダイヤル **#7119** （多摩地区 042-521-2323）

（23区 03-3212-2323） 24時間対応

☆病児・病後児保育

子どもは、病気の時は精神的に不安になります。できるだけ保護者の方が看護できることが望ましいと思いますが、仕事でどうしても休めなくて困った時や、病気または回復期にあるために集団保育が困難な場合に、一時的に保育や看護ケアを行う施設です。

病児・病後児保育

事前に登録が必要です

いざという時に困らないように、準備をしておきましょう。

病児保育室つくしんぼ ☎ 042-580-4774 （国立市）
登録制 くにたち南口診療所併設

ぽけっと病児保育室 ☎ 042-536-7333 （立川市）
登録制 さいわいこどもクリニック併設

病児・病後児保育室「くるみ」 ☎ 042-300-5111 内線3186
東京都立小児総合医療センター

※詳しくは各施設のホームページ等でご確認ください。

13、お願い

- (1) 下記のようなときには確認またはお迎え依頼のお電話をさせていただきます。
- ・発熱、下痢、嘔吐等の症状がみられ、症状がひどいとき
 - ・子どもの様子がいつもと違い元気がないとき
 - ・感染性の病気が疑われるとき
 - ・怪我をして病院受診をするとき
 - ・その他確認の必要なとき
- 出張等で、通常と所在や連絡先が異なる場合には、事前にお知らせください。
- (2) 保護者の方がお迎えに来られない時の手立てを考えておきましょう。
- ・祖父母様 ・病児・病後児保育の利用
 - ・支援などサービス制度⇒育児支援、ファミリーサポートなど
- (3) 感染症が発症した場合には、掲示板にて掲示しますのでご確認ください。
- (4) お薬を飲んでいる時、気管支拡張剤の貼付薬(ホクナリンテープなど)を使用している時、前日に予防接種をした時は、連絡帳などでお知らせください。なお、貼付薬が保育中に剥がれてしまっても、園での貼り換えはいたしませんのでご了承ください。
- (5) 嘔吐物、下痢便、血液等で汚れてしまった衣類等は園内の感染防止のため、そのまま袋に入れてお返します。下記の方法を参考にご家庭での消毒をお願いいたします。

※汚れた衣類やリネンの家庭での消毒方法について

使い捨て手袋や専用のエプロンを着用して、汚物(吐物)を落としてください。そのあと消毒します。塩素系消毒剤で消毒する方法と熱湯で消毒する方法があります。

①次亜塩素酸ナトリウムで消毒する方法・・・消毒液に、10分以上浸す

塩素濃度5%の家庭用塩素系漂白剤の消毒液の作り方

水の量 (ペットボトルのサイズ)	家庭用漂白剤の量
2ℓ	ペットボトルのキャップ約2杯 (約10ml)
500ml	ペットボトルのキャップ半分弱 (約2ml)

②熱湯で消毒する方法・・・衣類等に熱湯をつける (85℃の熱湯に1分以上)

消毒後他の洗濯物と分けて洗濯しましょう

7 防災と安全管理

お子さんを災害から守るために

災害や事故はいつ起こるかわかりません。保育園ではお子様を守るために、日常の安全管理に努めています。

1 職員の共通理解と園内体制

- (1) 不審者情報があった時の状況や安全管理について職員会議で話し合っています。
会議で話し合うことで、職員の共通理解と安全管理の向上に努めています。
- (2) 職員の防災担当リーダーが中心となり、園内研修にて事故の予測ができるよう能力向上に努めています。
- (3) 部外者の訪問時には、モニター付きインターホンで人物確認をしてから対応しています。
- (4) 訓練を行い、不測の事態に備えています。

訓練の実施

- 地震や火災を想定した避難訓練・・・毎月（園児・職員）
- 消火訓練・・・・・・・・・・・・・・毎月（職員）
- 不審者侵入を想定した訓練・・・・・・・・年2回（園児・職員）
- 応急救命（心肺蘇生、AED等）・・・・年1回消防署員による職員研修（職員）
- 災害時園児引き渡し訓練・・・・・・・・年1回（園児・保護者・職員）



2 施設設備面における安全管理

- ・防犯カメラの設置
- ・モニター付きインターホンの設置
- ・タッチパネルの操作による入退室の管理
- ・園舎内に110番直結の非常通報装置の設置
- ・緊急地震速報システムの設置

その他

- ・保育園内外の設備・遊具について安全点検を実施
- ・施設・設備・遊具に破損や異常を発見した時は速やかに対応しています。

3 園児への安全教育

- (1) 立川警察署から担当者を派遣していただき、交通安全指導を実施しています。
- (2) 園庭、遊具、水あそび等、あそび方について指導をしています。
- (3) 防災・防犯についてクラスで話し合う場を設けています。

4 保育園と保護者の取り組み

- (1) 不審者情報があった場合は、情報を掲示します。
- (2) 場合によっては、緊急メールを送信しますので、確認等必要に応じた返信をお願いいたします。

5 通園における安全対策

送迎者の徹底を図ります。

- ・登園時にお迎え予定者の確認をしています。
- ・お迎えが、保護者以外の方に変更になる場合は、必ず連絡をしてください。

※連絡がなく保護者以外の方がお迎えに来られた場合は、保護者の方に確認の連絡を入れさせていただき、確認が取れなかった場合はお子様を引き渡すことはできません。

6 保育園の戸外活動における安全確認

- (1) 危険な場所、設備等の把握をするように心がけ、危険な場所を発見した時は全職員に周知を図ります。
- (2) 園外の活動時には、携帯電話・防犯ブザー・笛を持参し緊急事態が発生したら、直ぐに保育園と連絡が取れるようにしています。

8 災害発生等における保育園の対策

1 地震・火災で保育園に被害があった場合

◎安全な場所に避難させます。

◎緊急時一斉メールにて園児の状況をお知らせいたしますので、ご確認ください。

◎情報を得た時点で、お子様のいる避難場所に来て引き取りをお願いする場合があります。



非常時・災害時の避難場所はこちらです

- ◎一時集合場所 ⇒ 当保育園の園庭、北第一公園
- ◎指定避難場所 ⇒ 国立市立国立第四小学校
- ◎震災時指定避難場所 ⇒ 都立立川国際中等教育学校周辺



2 風水害・大雪またはその“おそれ”がある場合

- ① 台風、集中豪雨、大雪注意報または警戒が発令された場合は、テレビ・ラジオ等により気象情報を常に確認し、被害のおそれがある時には、自主的に早めのお迎えにご協力ください。
- ② 台風・集中豪雨等の状況によっては、緊急メールを一斉送信しお子様を引き渡す体制をとる場合があります。

3 大規模地震警戒宣言が発令された場合

- (1) お子様を安全な場所に集めて、引き渡せる体制をとります。
- (2) テレビ・ラジオ等で情報を得た時点で、速やかにお迎えをお願いいたします。

4 訓練への参加

年に1回、災害時園児引き渡し訓練を実施していますので、ご協力をお願いいたします。

ご意見・ご要望・苦情・相談用紙

保育園

ご意見やご要望、苦情、相談の内容をご記入ください。

公開 [可 ・ 否]

受付日： 年 月 日 受付者：

*かかりつけの医師の診断に基づき、保護者の方が「インフルエンザ登園届」の記載をお願いします。

なお、保育園等での集団生活に適応できる状態（咳や鼻水など症状が改善し、お昼寝や給食などに支障がない状態）に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

インフルエンザ登園届（保護者記入）	
_____ 園 園長 様	_____ クラス名 _____ 児童氏名 _____
令和 年 月 日 医療機関名 _____ において、インフルエンザと診断されました。（発症日：令和 年 月 日）	
令和 年 月 日現在、下記のとおり、 「発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日間」を経過し、登園が可能となりましたので届け出いたします。	
_____ 保護者氏名 _____	

発症後日数	体温測定月日	朝の体温	夕の体温	解熱薬使用の有無
0日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
1日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
2日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
3日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
4日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
5日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
6日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
7日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有

※診断日ではなく、症状(発熱)が出てきた日から体温を測定し、記載してください(1日につき1行ずつ記載)。

※体温の記載漏れがないようご注意ください。記載漏れがあるとお子様のお預かりができません。

※発熱期間が長く、記録様式が足りない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。

【インフルエンザの登園規準(こども家庭庁ガイドラインより)】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまでです。

	発症日 0日	発症後 1日	発症後 2日	発症後 3日	発症後 4日	発症後 5日	発症後 6日	発症後 7日	
発熱後 1日で解熱	発熱	解熱	→				注1	登園 可能	
発熱後 3日で解熱	発熱	→		解熱	→			登園 可能	

注1: 発症後5日以内のため登園不可となります。

※発熱した日および解熱した日は0日と数えます。

※解熱とは、24時間以内に発熱しないことを言い、24時間以内に再び発熱した場合は解熱とはなりません。

※解熱後3日間とは、解熱薬を使用しないで発熱しなくなり3日を経過したことをいいます。

*かかりつけの医師の診断に基づき、保護者の方が「新型コロナウイルス感染症登園届」の記載をお願いします。

なお、保育園等での集団生活に適応できる状態（咳や鼻水など症状が改善し、お昼寝や給食などに支障がない状態）に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

新型コロナウイルス感染症登園届（保護者記入）

_____ 園 園長 様

_____ クラス名 _____ 児童氏名 _____

令和 年 月 日 医療機関名 _____ において、新型コロナウイルス感染症と診断されました。（発症日（※無症状の場合は検査日）：令和 年 月 日）

令和 年 月 日現在、下記のとおり、
「発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日間（※無症状の場合は検査日から5日間）」を経過し、登園が可能となりましたので届け出いたします。

_____ 保護者氏名 _____

発症後日数	日 付	朝の体温	夕の体温	症状の有無
0日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	無・有()
1日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	無・有()
2日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	無・有()
3日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	無・有()
4日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	無・有()
5日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	無・有()
6日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	無・有()
7日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	無・有()

※診断日ではなく、症状(※)が出てきた日から体温を測定し、記載してください(1日につき1行ずつ記載)。

※症状とは、せき、鼻水、のどの痛み、頭痛、体のだるさ、嘔吐、下痢をいいます。具体的な症状を表の症状の有無の欄の()にご記載下さい。その他の症状がある場合も()にご記載下さい。

※記載漏れがないようご注意ください。記載漏れがあるとお子様のお預かりができません。

※発症期間が長く、記録様式が足りない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。

【新型コロナウイルス感染症の登園規準(こども家庭庁ガイドラインより)】

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまでです。(無症状の場合は検査日から5日間)

	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	
発症後 1日で軽快	発症	症状軽快	→				注1	登園 可能	
発症後 5日で軽快	発症	→				症状軽快	→		登園 可能

注1: 発症後 5 日以内のため登園不可となります。 ※発症した日および症状軽快した日は0日と数えます。

※発熱症状の場合、解熱後24時間経過するまでは登園できません。

登園許可証明書

社会福祉法人 国立保育会

保育園 園長殿

園児氏名

下記の疾病は、 年 月 日から療養のところ現在軽快し、他児への感染のおそれはないと思われますので、 年 月 日から登園してよいことを証明します。

診断名 (次の病名のうち該当するものに、○をつけてください)

1. 麻疹 (はしか) (解熱後 3 日を経過するまで)	7. 流行性角結膜炎 (はやり目) (感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失し、感染のおそれなくなるまで)
2. 風疹 (三日ばしか) (発疹が消失するまで)	8. 百日咳 (特有な咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで)
3. 水痘 (水ぼうそう) (すべての発疹が痂皮化してから)	9. 腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 など) (症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間を空けて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの)
4. 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) (耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで)	10. 髄膜炎菌性髄膜炎 (症状により、園医等において感染の恐れがないと認めるまで)
5. 結核 (医師により感染のおそれがないと認めるまで)	11. 急性出血性結膜炎 (医師により感染のおそれがないと認めるまで)
6. 咽頭結膜熱 (アデノウイルス感染症) (主な症状が消え 2 日経過してから)	

証明日 年 月 日

医療機関名

医師名

登園届

社会福祉法人 国立保育会

保育園 園長殿

園児名 _____

年 月 日に下記の診断を受けました。

症状が回復しましたので、

年 月 日 医療機関「 _____ 」において
集団生活に支障ないと判断されましたので登園いたします。

年 月 日

保護者 _____ ㊟またはサイン

下記の感染症について、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断・指導に従い、登園届の提出をお願いいたします。子どもが、保育園での集団生活に適應できる状態（子どもの全身状態が良好であること）に回復してからの登園であるよう、ご配慮ください。

疾患名 該当欄に <input type="checkbox"/> をお願いします。	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24時間経過していること
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事ができること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
感染性（ウイルス性） 胃腸炎	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	発熱・重症の口内炎がなく、普段の食事ができること
R S ウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失して、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモ ウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失して、全身状態が良いこと
帯状疱疹（ヘルペス）	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱後1日以上経過し、機嫌よく、全身状態がよいこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること
頭じらみ	駆除を開始していること
その他	医師の指示により